	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。
改正前施行規程第百三十六条第一項	法第九十九条の四第一項から第三項まで	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十五条の二又は第六十六条
改正前施行規程第百四十七条の三第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付
改正前施行規程第百五十四条	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（以下「指定都市職員共済組合等」という。）
	長期給付及び法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金（以下「長期給付等」という。）	長期給付
改正前施行規程第百五十五条第一項	決定又は改定	決定
改正前施行規程第百五十六条の二第二項、第百五十六条の二の二、第百五十六条の三第一項及び第百五十七条	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百五十九条第一項第三号	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百五十九条第二項第三号	振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類	払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の名称及び所在地を記載した書類並びに預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
改正前施行規程第百六十条第一項及び第五項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十一条	、第百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び	及び
	遺族共済年金	遺族厚生年金
	、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法	若しくは戸籍法

改正前施行規程第百六十二条	別紙様式第三十三号による年金原簿及び別紙様式第三十四号による年金支給簿	年金原簿及び年金支給簿
	所要の事項	年金の決定、改定及び支給に必要な事項

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と受給権者（改正前地共済法第四十三条に規定する受給権者（短期給付に係るものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との身分関係

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　受給権者の年金証書の記号番号

四　受給権者の死亡の年月日

五　請求者以外に改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

七　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が同時に厚生年金保険給付の受給権を有する場合において、当該受給権者がこの命令又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものに基づく当該厚生年金保険給付に係る同項の請求に相当する行為を行つたとき（組合が当該請求書を確認することができた場合に限る。）は、同項の請求書を提出したものとみなす。

（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る改定の請求）

第二十九条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金の受給権者が、改正前地共済法附則第二十四条の二第六項若しくは第七項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　施行日の前日における所属機関の名称

三　退職共済年金の年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　組合員期間等証明書

二　その他必要な書類